

羽広連監第11号  
平成30年5月9日

笠松町住民監査請求人（非公表希望）

主任代理人弁護士 浮葉 遼 様

羽島郡広域連合監査委員 河田 孝広



羽島郡広域連合職員措置請求書の監査結果について（通知）

平成30年3月12日付けで請求のあった「羽島郡広域連合職員措置請求書」について、  
別紙のとおりの監査結果になりましたので通知します。

羽島郡広域連合監査委員告示第 1 号

羽島郡広域連合職員措置請求に係る監査結果の公表

平成30年3月12日付けで提出されました住民監査請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成30年 5 月 9 日

羽島郡広域連合監査委員 河 田 孝 広



記

第1 監査の請求

1 請求人

羽島郡内在住

氏名、住所の公表を望んでいないため非公表

2 請求書の受付

平成30年3月19日

3 請求の要旨

請求人から提出された請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。

なお、請求書の「第1 監査請求の趣旨」、「第2 監査請求の理由」、「第3 結論」について、原文のまま記載した。

## 第1 監査請求の趣旨

監査委員は、連合長に対し、平成24年8月23日締結の消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約に関し、沖電気工業株式会社から金3276万円を羽島郡広域連合に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

## 第2 監査請求の理由

### 1 監査請求にかかる契約

羽島郡広域連合（以下、「連合」という。）は、消防救急デジタル無線施設整備工事（以下、「本件工事」という。）を一般競争入札の方法により発注した。

これに対し、沖電気工業株式会社（以下、「沖電気工業」という。）と株式会社富士通ゼネラル（以下、「富士通ゼネラル」という。）が入札し、その結果、沖電気工業が、1回目の入札で、1億5600万円で落札した。

そして、連合と沖電気工業は平成24年8月23日、下記内容の消防救急デジタル無線施設整備工事の請負契約（以下、「本件契約」という。）を結んだ。

イ 請負代金 1億6380万円（消費税込み）

ロ 受注者に独占禁止法違反行為による排除措置命令（工事請負契約約款（以下、「約款」という。）47条の2第1項第1号）、あるいは課徴金納付命令（約款同項第2号）が確定した場合、受注者は、発注者に対して、合わせて請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない（約款47条の3第1項、第2項）。

### 2 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気（以下「日立国際電気」という。）に独占禁止法第3条違反（以下、「本件談合」という。）があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令（平成29年（措）第1号）を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令（平成29年（納）第1号ないし4号）を行った。

上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたもののを除き、それぞれ確定した。

### 3 連合が沖電気工業に対して有する債権

上記の通り、沖電気工業に排除措置命令及び課徴金納付命令が確定していることから、沖電気工業は、約款47条の3第1項2項に基づき、連合に対して、合わせて請負代金額の10分の2に相当する3276万円を支払う義務を負う。

よって、連合は、沖電気工業に対し、3276万円の違約金請求権を有する。

### 第3 結論

連合は、沖電気工業に対して上記の債権を有しているにも関わらず、何ら措置をとっていない。よって、地方自治法242条第1項の規定により、下記資料を添え、監査請求の趣旨記載のとおり請求を行う。

#### (添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- 1 平成29年（措）第1号排除措置命令書
- 2 工事請負契約書
- 3 工事請負仮契約書
- 4 入札執行一覧表
- 5 平成29年（納）第3号課徴金納付命令書

なお、これらの書類については、監査結果への記載を省略した。

### 第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成30年4月6日付けで受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 関与した監査委員

本件監査について、監査委員2人のうち、長繩利男監査委員が、平成30年3月31日で任期満了のため、翌4月1日付けで後任として河田孝広監査委員が就任し、もう1人の川島功士監査委員が4月2日付けで辞職したため、河田

孝広監査委員のみで監査を執行した。

## 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月19日に、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人は請求人陳述を欠席した。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

## 3 監査の対象

羽島郡広域連合が費用を負担している消防救急デジタル無線整備工事の請負契約に関して、沖電気工業株式会社から3,276万円を羽島郡広域連合に返還させるための必要な措置（違約金請求）を行うことについてを監査の対象とした。

## 4 監査対象部局

羽島郡広域連合消防本部消防総務課

## 5 監査対象部局の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成30年4月19日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、次のとおり説明があった。

- (1) 平成29年2月20日付けで、公正取引委員会に対し課徴金納付命令（謄本）の提供依頼し、公正取引委員会の指示のもと、ホームページから取り寄せている。
- (2) 平成29年5月18日、8月30日に岐阜県消防課へ違約金請求に関する情報及び対応策の進捗状況を確認している。
- (3) 今回のような契約業者の違反行為による対応が関係町を含め初めての事案であったことから、関係する消防本部と情報交換するなど情報収集をしながら慎重に対応していた。
- (4) 全国消防長会の「消防救急無線のデジタル化事業をめぐる談合に関する行政相談」が、平成30年2月1日より1年間実施されることになったため、それをを利用して対応する予定であった。
- (5) 平成30年2月28日、3月8日に弁護士事務所に違約金請求に対する相

談を行い、その後、3月15日付けで違約金請求を行い、4月16日に入金を確認している。

#### 第4 監査の結果

##### 1 事実関係の確認

###### (1) 公正取引委員会による違反行為の認定

###### ア 排除措置命令

公正取引委員会は、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、特定消防救急デジタル無線機器の発注に際し、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の5社が納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた行為が認められたとし、平成29年2月2日、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、排除措置命令を行っている。

###### イ 課徴金納付命令

公正取引委員会は、平成29年2月2日、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社4社に対して課徴金納付命令を行っている。株式会社富士通ゼネラル以外の3社は今回の行政処分に対する取消訴訟の出訴期日である平成29年8月3日までに提起していないため、8月4日をもって課徴金納付命令が確定している。

###### (2) 契約における違約金条項

消防救急デジタル無線整備工事の工事請負契約約款第47条の3第1項に違約金、第2項に違約金（違約罰）について、それぞれ「請負代金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならぬ。」と記載されている。

###### (3) 羽島郡広域連合の対応

羽島郡広域連合は契約における違約金条項により、工事請負代金額の10分の2の金額を違約金として、平成30年3月15日付けで、沖電気工業株式会社に納入期限を4月16日とした違約金3,276万円を請求し、納入

期限日に違約金の入金を確認している。

## 2 監査委員の判断

以上の事実確認に基づき、本件請求に対し次のとおり判断する。

消防救急デジタル無線整備工事について、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令が確定している。

よって、消防救急デジタル無線整備工事の工事請負契約約款第47条の3第1項に違約金、第2項に違約金（違約罰）について、それぞれ「請負代金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならぬ。」との記載条項に基づき、羽島郡広域連合には違約金として工事請負代金額の10分の2の金額である3,276万円を沖電気工業株式会社に対し請求できる権利があると言える。

一方で、羽島郡広域連合は沖電気工業株式会社に対し、3月15日に工事請負代金額の10分の2の金額である違約金3,276万円を請求し、4月16日にその入金を確認している。

## 3 結論

以上のとおり、羽島郡広域連合は沖電気工業株式会社に対して、3,276万円の違約金請求権を有していたところ、羽島郡広域連合は、当該違約金について沖電気工業株式会社に支払いを請求し、沖電気工業株式会社から支払いを受けている。

よって、地方自治法第242条第1項にいう「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」があるとは認められず、本件請求に理由がないことから、本請求を棄却する。

## 4 羽島郡広域連合に対する意見

今後、契約業者の談合等同様の事案が起こる可能性が考えられるため、主体的な考え方で事務を進め、早期に対処できる体制をつくるように要望した。